


**令和8年10月1日採用**  
**岩手県金ケ崎町職員 採用試験案内**



岩手県金ケ崎町 総務課 職員係  
 〒029-4592  
 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町22番地1  
 電話 0197(42)2111 内線2315

金ケ崎町職員採用試験を次のとおり実施します。

この試験は、令和8年10月1日に採用する金ケ崎町職員の採用候補者を決めるために行うものです。

1. 試験職種、受験資格及び採用予定人員

符号	試験職種	受験資格 ※すべての要件を満たすこと。	採用 予定人員
(A)	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人</li> <li>・高等学校卒業以上の学歴を有する人</li> </ul>	若干名
(B)	一般行政 (障がい者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人</li> <li>・高等学校卒業以上の学歴を有する人</li> <li>・次のいずれかの手帳の交付を受けている人（受験申込日及び受験日当日において有効であること。）               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 身体障害者手帳</li> <li>イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳</li> <li>ウ 精神障害者保健福祉手帳</li> </ul> </li> </ul>	若干名
(C)	学芸員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年4月2日以降に生まれた人</li> <li>・博物館法に規定する学芸員となる資格を有する人</li> <li>・日本考古学（歴史学、文化財学その他これに準ずる科目）を専攻した人</li> <li>・埋蔵文化財の発掘調査の担当者又は調査員としての現場経験を有する人</li> </ul>	若干名

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2)金ヶ崎町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3)日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した人

## 2. 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月16日（火）まで

- ・持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。）
- ・郵送の場合は、**令和8年6月16日（火）までに必着**のこと。  
※持参、郵送とも、受付期間を超えたものは受理しません。

## 3. 受験手続

### (1) 申込み方法

職員採用試験申込書に必要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向き、無背景で撮影後3か月以内のもの）を貼って下さい。

- ・持参の場合は、金ヶ崎町総務課職員係に提出し、その場で受験票の交付を受けて下さい。
- ・郵送の場合は、**封筒の表に朱書きで「職員採用試験申込書在中」と明記して下さい。また、ご自分の住所・郵便番号・氏名を記載した返信用封筒（長3定型（縦23.5cm、横12cm））に110円分の郵便切手を貼付したものを同封のうえ申し込み下さい。受験票を同封し返送します。**

なお、提出していただいた申込書類等は返却しませんのでご了承願います。

### (2) 受験票

交付を受けた受験票に**写真（申込書に貼付したものと同一のもの）**を貼り、試験当日に必ず持参して下さい。持参しない場合は、受験できないことがありますので注意して下さい。

郵送で申し込みした場合で、令和8年6月29日（月）を過ぎても受験票が届かない場合は、金ヶ崎町総務課職員係まで連絡願います。

#### 4. 試験の日時及び場所

期 日 令和8年7月12日(日)  
場 所 金ヶ崎町役場4階 会議室

	一般行政 一般行政(障がい者) 学芸員
受 付	8時15分～
説明開始	8時45分～
試 験	9時00分～ 職務能力試験、職務適応性検査、作文
試験終了予定	11時50分

#### 5. 試験の方法

##### (1) 第一次試験 7月12日(日)

職 種	試 験 の 方 法		
一般行政	職務能力試験	60題	60分
一般行政(障がい者)	職務適応性検査	150項目	20分
学芸員	作文試験		60分

※試験及び検査は、マークシート方式です。解答用紙への記入はHBの鉛筆を使用します。

※作文試験は原稿用紙に記入します。

##### (2) 第二次試験

第一次試験合格者について、個別面接を行います。

※8月8日(土)の予定。

#### 6. 合格発表

##### (1) 第一次合格者発表

令和8年7月24日(金)に発表予定です。発表の方法は、金ヶ崎町役場庁舎前の掲示板及び金ヶ崎町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。(不合格者には通知しません。)

##### (2) 最終合格者発表

第二次試験を経て令和8年8月中旬に発表予定です。発表の方法は、金ヶ崎町役場庁舎前の掲示板及び金ヶ崎町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。(不合格者には通知しません。)

## 7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職種区分ごとに作成される金ヶ崎町職員採用候補者名簿に登載され採用される資格を取得します。(名簿の有効期間は令和9年3月31日まで)
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に登載された最終合格者の中から採用者を内定し、採用内定者に通知します。
- (3) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格・内定を取り消すことがあります。

## 8. 給与等

給与その他勤務条件等は、金ヶ崎町の関係条例、規則等によります。

【参考：令和8年4月1日現在 初任給の例】

一般行政、学芸員 高卒 200,300円 短大卒 216,500円 大卒 232,000円

※初任給は、学歴、職歴に応じて規則に基づき算定します。

## 9. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどへの対応について

受験される方は、以下の点に留意して下さい。

- (1) 試験当日のマスクの着用は、個人の判断でお願いします。ただし、咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- (2) 試験室は換気のため、必要に応じ窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう服装に注意して下さい。
- (3) 試験会場にアルコール消毒液を設置しますが、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参して差し支えありません。